

令和 3 年 度
事 業 計 画 書



社会福祉法人

南 城 市 社 会 福 祉 協 議 会

令和3年度 南城市社会福祉協議会事業計画

基 本 方 針

今日の社会福祉をめぐっては、急速な少子高齢化の進行に加え、核家族や単身世帯の増加、住民相互のつながりの希薄化など地域福祉を取り巻く環境の大きな変容に伴い、子供の貧困をはじめとした生活困窮、虐待、孤独死、ひきこもりなど、様々な福祉・生活課題が社会問題となっています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、市民生活にも大きな影響を及ぼしており、経済的な困窮世帯の増加に加え、感染予防のための外出自粛による社会的孤立の増加が懸念されています。

このような状況の中、本会は住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、地域のあらゆる生活課題を受け止め、その課題解決にあたることを使命としており、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に積極的に向き合っていくためにも、社協役職員がその役割を再認識し、一丸となって取り組んでいくことが求められています。

今年度も公的福祉サービスだけでは充分に対応できない地域の様々な福祉課題を、地域住民の参加と各種関係機関が連携協働し、これまで以上に地域支援や個別支援に取り組むとともに、「地域の支え合い」機能の構築を図り、“第3次いきいき南城しあわせプラン”の将来像である「一人ひとりを大切に、ともに支え、ともに生きる共生のまち・南城市」の実現に向け、取り組んでまいります。

基 本 目 標

「第3次いきいき南城しあわせプラン」に基づき、以下の基本目標について取り組んでまいります。

1. 地域住民が福祉活動に取り組む仕組みをつくる
2. 必要な人に、必要な支援が届く仕組みをつくる
3. 安心・安全な生活環境を整える仕組みをつくる

1. 地域住民が福祉活動に取り組む仕組みをつくる

住民一人ひとりが地域に愛着を持ちながら地域福祉の担い手として身近な問題に取り組む活動の裾野を広げていくことが大切です。

そのため、地域福祉活動に関する情報発信の強化を図り、福祉に対する意識を高める啓発活動や福祉教育の充実に努めるとともに、地域福祉を担う人材を育て、活用する仕組みや地域活動に参加しやすい環境の整備を進めていきます。

また、住民同士のつながりを軸に地域活動との連携や多様な交流を通して互いに支え合う大切さを共有し、地域力を活かした福祉活動を推進する地域づくりを進めていきます。

さらに、公共施設等の地域資源を効率的に活用し、住民が気軽に集うことができる居場所づくりや地域の福祉を推進するための拠点整備を進めていきます。

2. 必要な人に、必要な支援が届く仕組みをつくる

軽度の生活支援から専門性を伴った公的サービスによる支援まで、地域福祉に関わる複雑・多様化した支援ニーズに対応するきめ細かな相談支援、情報提供を含め総合的にサービスを提供する仕組みをつくることが大切です。

そのため、より身近な場所での相談支援体制と情報提供体制の機能強化を進めるとともに、当事者本位によるサービスの提供を前提に、福祉サービスの質的な向上と権利擁護に努めます。また、関係機関団体との連携を深め、当事者が必要とする適切なサービスにつなげるコーディネート機能の強化を図る等、地域の福祉力を高める取り組みを進めていきます。

3. 安心・安全な生活環境を整える仕組みをつくる

地域福祉活動の推進においては地域を単位として住民相互の顔と顔が見える関係を築き、多様な福祉活動を通して生活課題を見つけ、それぞれの主体が課題を共有し、連携することで問題に対処する機能をもった支え合いのネットワークをつくることが大切です。

そのため、住民主体の福祉活動、ボランティア等の連携をはじめ、福祉関係団体等との横断的な連携・協力体制により、地域独自の支え合いのネットワークを構築するとともに、それらの広がり支援する取り組みを進めていきます。

また、災害時における連絡、支援体制の強化を図るなど、安心と安全に支えられた生活を営むことができるまちづくりを推進します。

事業項目

1. 会務の運営並びに連絡調整

- (1) 理事会 年4回
- (2) 評議員会 年3回
- (3) 監査の実施 年2回（5月、11月）
- (4) 評議員選任解任委員会の開催
- (5) 正副会長合同会議の開催（毎月第1火曜日）
- (6) 各課連絡会議の開催（総務課・地域福祉課・介護保険課）
- (7) 社協・市福祉部との連絡調整（随時）
- (8) 地域福祉関係者連絡会（区長・自治会長、民生委員、社協、行政担当課）
 - ・区長・自治会長に対し、住民の身近な相談相手である民生委員の活動について、周知する機会と充実した地域福祉活動を目指し実施する。
- (9) 委員会等の開催
- (10) 役員・職員研修会の開催
- (11) 社協会員（戸別会員・賛助会員・施設会員・団体会員・特別会員）の加入促進
 - ・本会の理解と普及に努め、会員及び会費の増強に努める。
 - ・会員に対する還元事業（運動指導士による運動教室の実施）
- (12) 事業評価会議の開催（毎月）
- (13) 福祉基金、積立金の運用管理
- (14) 南部地区社連各担当者連絡会への派遣
- (15) 税理士事務所による巡回指導
- (16) 県社協・関係機関、施設団体等との連絡調整（随時）

2. 調査広報啓発活動

- (1) 社協だよりの発行 年6回（奇数月）
- (2) 社協ホームページ・facebookの充実（随時更新）
- (3) 各種調査活動の実施
- (4) 福祉週間等の啓発活動（児童福祉、老人福祉、障がい者福祉）
- (5) 市広報紙及びマスコミ・ハートFMなんじょうの活用（随時記事提供）
- (6) 県社協、他機関団体の調査等への協力
- (7) 地域福祉活動実践報告会
 - ・ボランティア活動推進校の保育園・小中学校のそれぞれの実践活動や市内で様々な地域福祉活動に取り組む団体等の実践活動の報告をとおして、市民の新たな地域福祉活動への参加促進につなげる。
- (8) 第3次いきいき南城しあわせプランの推進
 - ・南城市地域福祉（活動）計画の将来像である「一人ひとりを大切に、ともに支え、ともに生きる共生のまち・南城市」の実現に向け、様々な事業を推進する。
- (9) 第5回南城市社会福祉大会の開催

3. 低所得者に関する事業並びに法外援護活動

- (1) 生活福祉資金貸付事業（生活困窮者自立相談支援事業との連携） 【県社協受託事業】
 - ・低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進を図る。

(2) 火災・天災及び緊急時の法外援護活動

・市内に居住する緊急支援を必要とする者への法外援護金や災害により被害を受けた者への見舞金を支給し、物的又は精神的な痛手を緩和するための支援を図る。

(3) 歳末たすけあい募金による困窮世帯への援助活動 【歳末募金配分事業】

・地域の調査等であがった生活困窮世帯に新たな年を迎える時期に義援金の支給を行い、地域とのつながりを深める。

4. 老人福祉に関する事業

(1) 地域ふれあいミニデイサービス事業 【市受託事業】

・高齢者ができる限り要介護状態にならないよう、地域の公民館へ指導員や看護師を派遣して地域のボランティアの協力のもと各種サービスを提供し、社会的孤立感の解消及び自立生活の支援を図る。

★関連事業：スポレク大会（各地域）、ボランティア研修会

(2) 介護支援ボランティアポイント制度事業 【市受託事業】

・地域ふれあいミニデイサービス事業のボランティア活動、その他の社会的活動に参加することを支援及び奨励し、活動実績に応じたポイントを商品券等に転換して交付する。

(3) 高齢者筋力向上トレーニング事業 【市受託事業】

・各福祉センター等から巡回バスを運行し、心身機能の維持回復が必要な高齢者に対して、閉じこもり防止や、転倒の予防、日常生活の自立支援を図る。

★関連事業：NGP65（シニア健康塾、元気塾、男塾等の短期教室、アクティブ85）

(4) 介護予防教室事業 【市受託事業】

・高齢者に対し健康に対する知識を深め、自身の健康状態及び運動能力を知り、目標を持って健康づくりや介護予防に対する意識の高揚を図るための教養講座等を実施する。

5. 児童福祉に関する事業

(1) 南城市ファミリーサポートセンター事業 【市受託事業】

・子育てのサポートをしたい方とサポートを受けたい方が、会員登録し、会員制相互援助活動により子育てをしているすべての家庭が、安心して子育てができるような環境整備を推進する。

★関連事業：会員登録、斡旋、サポーター養成講座、スキルアップ講座、頑張る親子サポート事業（一人親家庭等への利用料一部補助）

(2) ファミサボ利用者負担軽減事業

・出産や病気治療あるいは、家族の介護などのためにファミサボを利用する場合、又は1ヶ月の利用料金が1万円を超えた場合に限り、その利用料の一部を補助し、子育ての負担軽減を図る。（補助金限度額あり）

(3) 子供の貧困緊急対策事業「子どもの居場所」の運営 【市受託事業】

・「学ぶ」「語る」「交わる」という貴重な機会や習慣を、家庭の事情で妨げられることなく、心身ともに健やかな成長が図れるよう安心して過ごせる環境を整備する。

★ほっとハウス「ひまわり」月・火・木・金、ほっとハウス「がじゅまる」月・水・金

(4) 子育て支援

・児童館等や地域の身近な場所で、子育て中の保護者が集う機会の促進や、既存サークル等の活動支援を図る。

6. 障がい者福祉に関する事業

- (1) 声の広報配布事業 ★協力団体：音訳サークルアイアイなんじょう
- ・視覚に障がいのある住民に対し、広報紙や新聞記事などを音声に訳し情報提供すること
で、コミュニケーション支援及び社会参加の促進を図る。
- (2) 指定一般相談支援事業（地域移行支援、地域定着支援）
- ・障がい者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、関係機関と連携し
支援する。
- 地域移行支援：障がい者施設等に入所している障がい者や、精神科病院に入院している精
神障がい者が、地域生活に移行する際の相談や支援等の援助を行う。
- 地域定着支援：単身で生活する障がい者に対し、常時連絡体制を確保して、障がいの特性
により生じた緊急の事態等に相談等の支援を行う。
- (3) 指定特定相談支援事業／指定障害児相談支援事業（障害者福祉サービス利用計画作成）
- ・障害者福祉サービスの利用申請にあたり、サービス等の利用計画についての相談などの
支援を行うとともに、サービス事業者等の関係機関との連絡調整などの支援を行う。
- (4) 地域生活支援拠点事業
- ・相談：緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握したうえで、常時の連絡体制を確保
し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネ
ートや相談、その他の必要な支援を行う。
 - ・地域の体制づくり：地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域
の社会資源の連携体制の構築等を行う。
- (5) 地域活動支援センターⅠ型 【市受託事業】
- ・障がい者に創作的活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進し、自立した生
活を支援する。
- (6) 相談支援事業 【市受託事業】
- ・障がい児・者（身体、知的、精神）及び家族に対して、日常生活の困りごとや福祉サー
ビス利用手続きなどを支援するため対面・電話相談を実施する。
- (7) 移動支援事業
- ・屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行う。
- (8) 南城市障がい者ふれあい交流会
- ・障がい者が軽スポーツをとおして様々な団体との交流を通じて社会参加を図る。

7. 母子父子福祉に関する事業

- (1) 受験生チャレンジ事業
- ・家庭の事情で、高校受験の模擬試験を受けることが厳しい子どもを対象に、市内の学習
塾の協力を得て模擬試験の受験料の支援し、志望校等の進路先を決定の一助とする。

8. ボランティアセンター事業

- (1) ボランティアセンター事業の実施／ボランティアコーディネーターの配置【一部市補助金】
- ・ボランティア情報の発信や福祉教育の支援、市民のニーズのコーディネートなどを行う
ために、ボランティアコーディネーターを配置し、市内のボランティア活動の推進を図る。
- ★内容：ボランティア活動相談、登録・コーディネート、保険加入促進、ボランティア団
体支援
- (2) ボランティア活動推進校の指定事業
- ・保育園、幼稚園、小学校、中学校を「ボランティア活動推進校」として指定し、一貫し
た福祉教育で思いやりの心を育み「自分たちで考え行動する力が身につくように」様々な

体験等、プログラムの活動費を支援及び相談援助を行う。

(3) お掃除ボランティア事業の実施

・市内の一人暮らし高齢者や障がい者世帯で、屋敷の掃除や草刈りが困難な世帯に対し、地域団体、福祉施設、企業団体等からボランティアを募り、必要な世帯へマッチング支援を行う。

(4) ボランティア養成講座

・地域で求められている様々なボランティア活動を広く周知するとともに、住みよいまちづくりのために地域活動に関わりたいという方々を対象に講座を実施する。

(5) 相談援助実習等の受入

(6) 市内小中学校等への福祉学習の協力／福祉用具貸出及び指導、講師紹介

(7) 学童募金・街頭募金の取り組み／赤い羽根共同募金などの呼び掛け実施

(8) 使用済み切手の収集／市内福祉施設及び行政各課窓口への協力依頼

(9) ボランティア団体支援／音訳サークルなど

(10) 見守り活動・傾聴ボランティア／要支援者等へのコーディネート

(11) ハートフルポイント事業

・地域ふれあいミニデイサービス事業のボランティア活動実績に応じたポイントを商品券等に転換して交付する。65歳未満の方で年間を通してボランティア活動ができる者

(12) 災害前後の見守り等支援活動／事業や団体・個人周知・登録

(13) 災害ボランティアセンター機能の充実

- ・防災訓練等への参加
- ・南城市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの見直し
- ・南城市社協職員災害時対応マニュアル（ハンドブック）の見直し

9. 地域福祉ネットワークづくり事業

(1) コミュニティーソーシャルワーク事業

・各中学校圏域に、地域福祉コーディネーターを配置し、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援、多様なニーズに対応するため自立支援を基本とし必要に応じて柔軟に活用できる支援費を充て、生活圏域の環境整備や地域のネットワーク化に関係者を巻き込んで取り組む。

(2) 地域包括合同会議

(3) 「ふくふく相談所」の開設／法律相談（年24回）内6回は日曜日開設【一部市補助金】

(4) 地域自殺対策緊急強化事業／「こころとからだの健康相談」野の花【市受託事業】

(5) 生活支援体制整備事業【市受託事業】

・地域で取り組まれている活動やつながりを把握しながら、その重要性や可能性を地域住民（民生委員、事業所など含む）と共に認識し、つながりや活動の充実・活性化を図り、地域支え合いの機能を高める。

★生活支援コーディネーターの配置、第2層協議体の開催

(6) 地域支え合い支援事業【市補助金】

・住み慣れた地域で、要援護者の支援体制を整備し、地域の相互扶助、見守りネットワークの体制の確立を図り、家族や本人の状況や希望により「みまもりタグ」を活用し、多くの市民の協力体制で進めていく。

★地域ネットワーク構築会議、自治会・字での説明会、要援護者の申請及び支援員の登録

(7) フックン・シーちゃん地域福祉活動助成事業

・地域において住民の主体的な福祉活動や、各種活動を活性化するための取組に対し、助成金を交付し活動の支援を図る。

助成対象：各自治会・字、各種団体、ボランティア団体等

(8) 南城市社会福祉関係機関・団体連絡会

・市内の業種の異なる福祉関係施設、団体が参画、相互に情報交換をし、連携を深め、協働しながらそれぞれの専門性を活かした地域支援活動を推進する。

(9) つながるフードドライブ

・庁舎内を拠点に市民や関係者を巻き込みフードドライブの取り組みを行うために、行政と社会福祉協議会が一体となって“つながるフード”ドライブを実施する。

(10) THANKS（サンクス）運動の推進

・「住民主体の支え合い活動・住民相互の取り組み」「地域における課題に対して関係機関が連携して対応する取り組み」「コミュニティーソーシャルワークを担う人材の配置」を推進し、地域住民や福祉関係者のみならず様々な分野の団体・機関等が参画することを柱にした県民運動。

(11) 地域における公益的な取り組みの推進

・社会福祉法人・福祉施設の持つ専門性やノウハウを活用して、地域での福祉活動への参画、災害時の要支援者への安心・安全の仕組みづくり、子どもや地域住民の居場所づくり、住民に身近な相談窓口など制度の狭間にあるニーズなどに対応した無料又は低額な料金で福祉サービスを提供する取り組み。

10. 福祉サービス利用者援助事業

(1) 日常生活自立支援事業 【一部県社協受託事業】

・判断能力が不十分な高齢者や障がい者が福祉サービスを利用する際の利用援助や金銭管理、重要書類等の預かり、保管などの支援をとおして、日常生活の自立支援を図る。

(2) 金銭管理サポート事業

・日常生活自立支援事業での支援が困難な者で、緊急に金銭管理等を必要とする者に対し、他の社会資源の活用が可能となるまで暫定的に、日常的な金銭管理等の支援を行う。

(3) 福祉サービスに関する苦情解決事業

・本会が提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決を図る。

★苦情受付担当者、解決責任者の配置、第三者委員（4名）の配置

(4) 福祉用具貸出事業

・高齢者や障がい者が在宅での日常生活が安全・円滑に行えるように、生活環境の整備に支援する。

★車イス、シャワーチェア、歩行器、杖等

(5) 福祉車両等貸出事業（リフト付車両）

11. 福祉団体との連携・協力

(1) 南城市民生委員児童委員連絡協議会（事務局担当）

・地域福祉の最前線で活動する民生委員・児童委員と連携し、市内の地域福祉の増進を図るために事務局を担い、活動の支援を行う。

★関連事業：定期総会、役員会、各民児協定例会、民協、社協合同研修会、各種研修会

(2) 南城市老人クラブ連合会（事務局担当）

・老人クラブは「健康」「友愛」「奉仕」の三大活動に取り組むことで、健康で自立し、身

近な仲間と支え合いながら活動をしている。その事務局を担い、活動の支援を行う。

★関連事業：老人クラブ大会、理事会、各種スポーツ大会、友愛訪問活動、研修会等

(3) 南城市身体障がい者福祉協会

(4) 南城市母子寡婦福祉会

(5) 南城市手をつなぐ育成会

(6) 南城市精神療養者家族会「月桃の会」(事務局担当)

・精神療養者の家族が孤立することなく住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、又、会員同士が気軽に集いお互いを励まし合いながら情報交換・交流をすることを目的に活動をしている。その事務局を担い、活動の支援を行う。

(7) その他必要と認められる団体

1 2. 共同募金運動の実施

(1) 沖縄県共同募金会南城市共同募金委員会の運営

(2) 赤い羽根共同募金運動の実施

・誰もができる助け合いの仕組みづくりへの参加を促進し、地域福祉活動の拡充につなげる。

★運動期間：10月～3月（戸別、職域、事業所、個人、学童、街頭等）

★奉仕者：自治会長・区長、民生委員、福祉施設関係者、教職員、児童生徒会等

(3) 歳末たすけあい運動の実施

・市内の困窮世帯が明るいお正月を迎えられるように、戸別募金を主とした活動を展開し、配分申請のあった困窮世帯を対象に12月下旬に義援金として配分する。

(4) その他（災害募金運動の実施）

1 3. 介護保険制度関連事業の実施

(1) 指定居宅介護支援事業（南城市社協ケアプランセンター）

・在宅で安心して日常生活を営むことができるように、本人や家族からの相談を受け、適切な保健医療、福祉サービスが受けられるよう、介護サービス提供事業所と調整をする在宅介護の拠点となる事業所

★ケアプラン（介護保険サービス利用計画）の作成、家族の相談対応など

(2) 指定訪問介護事業／介護予防訪問介護相当サービス（南城市社協ヘルパーステーション）

・訪問介護員を派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除・買い物等の生活援助その他日常生活上の支援を図る事業所

★生活支援（掃除や洗濯、買い物や調理など）・身体介護（入浴や排せつのお世話）

(3) 介護保険事業財政調整基金の運用管理

(4) リスクマネジメントの強化

(5) 介護保険事業経営会議の実施

(6) その他介護保険に関する連絡調整、広報活動

1 4. 障害者総合支援事業の実施

(1) 指定訪問介護事業／障害者福祉サービス（南城市社協ヘルパーステーション）

居宅介護：入浴、排せつ、食事などの手助けや、部屋の掃除、洗濯などの他、通院時の付添支援を行う。

重度訪問介護：重い障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で、入浴、排せつ食事などの手助けや、外出時の移動支援を行う。

行動援護：知的障がいや精神障がいで、ひとりでの行動が難しい人に、危険を避けるために必要な行動の手助けや、外出時の移動支援を行う。

同行援護：視覚障がいで、ひとりでの移動が難しい人のために、外出の際の同行移動支援及び、外出先での代筆や代読支援を行う。

(2) その他事業に関する連絡調整、広報活動

15. 特定旅客自動車運送事業の実施

(1) 通院等乗降介助

・利用者の自宅等と医療機関等との間の送迎輸送を行う。

(2) 同行援護事業

(3) 移動支援事業

・屋外で移動が難しい人の自立や社会参加を助けるために、外出時の移動支援を行う。

16. 知念社会福祉センターの運営管理

(1) 市民の福祉向上を図るための施設の提供

(2) 市民の健康維持増進を図るための施設の提供

(3) 運営管理、借用者への対応、施設整備

17. 指定管理施設の受託運営 【市受託事業】

(1) 南城市地域活動支援センター／南城市大里字仲間1 1 2 4 番地1

・運営管理、施設整備／施設内での実施事業は「障がい者福祉に関する事業」に記載

18. その他

(1) その他社会福祉に関する必要な事業の実施